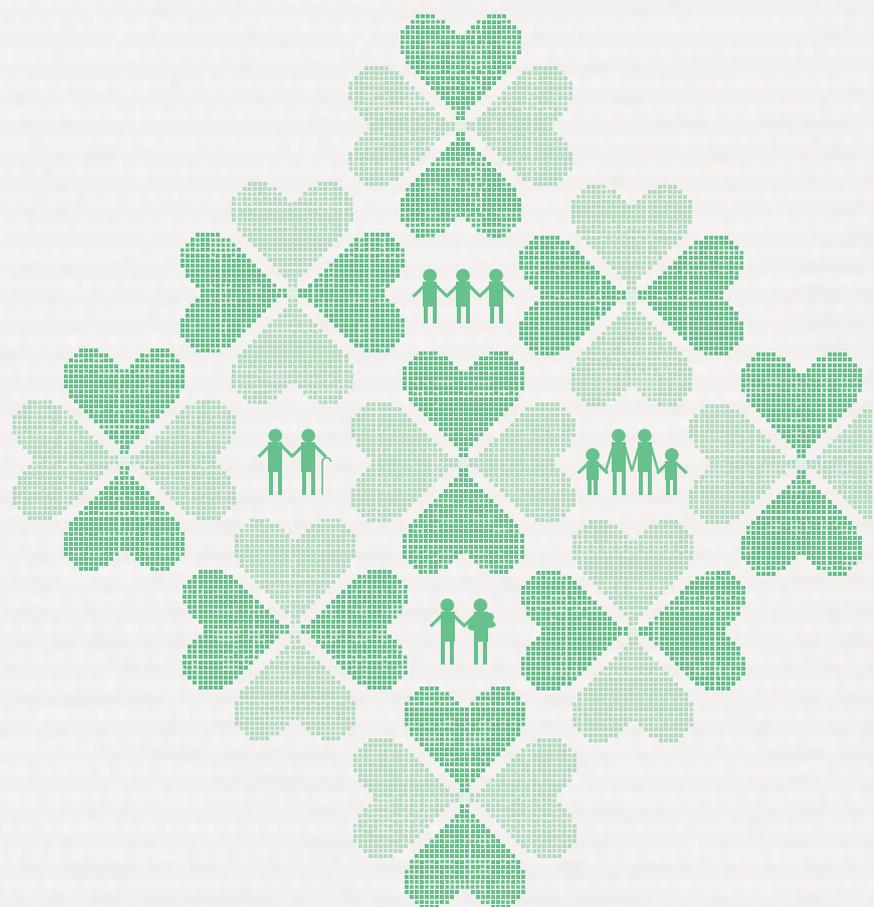


第2次

さがみはら 男女共同参画 プラン21

平成24年度～平成31年度

【概要版】



相模原市

男女共同参画社会とは…

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法第2条より)

お互いを
思いやり、
支えあう
家庭

あらゆる
分野で
女性も活躍

男性も
女性も働き
やすい
職場

仕事と
生活の調和
(ワーク・ライフ・
バランス)

生涯を
通じて健康
に暮らせる
まち

DVのない
社会

◆ 目的

この計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さがみはら男女共同参画推進条例に定められた基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

◆ 位置付け

この計画は、条例第10条に基づく本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であって、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、この計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画としても位置付けられており、策定に当たっては、当該総合計画及び他分野の計画との整合を図ります。

なお、本計画の基本方針Ⅵを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画と位置付け、「さがみはらDV対策プラン」とします。

◆ 計画期間

平成24年度から平成31年度までの8年間とします。

◆ 基本理念

条例第3条に規定された7つの理念を基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 政策・方針の立案及び決定への参画
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 教育における男女平等の推進
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持
- ⑦ 国内及び国際社会における取組との協調

さがみはら男女共同参画推進条例

新・相模原市総合計画

第2次さがみはら
男女共同参画プラン21
【さがみはらDV対策プラン】

関連する主な計画
・次世代育成支援行動計画
・地域福祉計画
・教育振興計画…等

・男女共同参画社会基本法
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護に関する法律

◆ 計画の内容

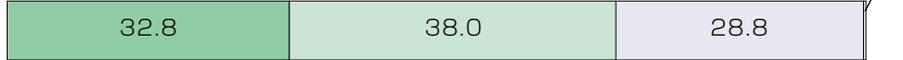
基本方針Ⅰ 男女共同参画への理解促進

現状 依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

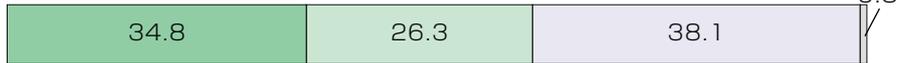


「男は仕事、女は家庭」という考え方について（経年変化）

H21年度 (n=1,230)



H14年度 (n=1,619)



■ もっともだと思う
 ■ どちらともいえない
 ■ そうは思わない
 ■ 無回答
※「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合算して「もっともだと思う」、「どちらかといえば反対」、「反対」を合算して「そうは思わない」としています。

資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

固定的な性別役割分担意識、性差別等の意識を変えていくことや、男女が対等なパートナーとして互いにその人権を尊重し、男性も女性もあらゆる場面で個性と能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会の実現に欠かせないものです。

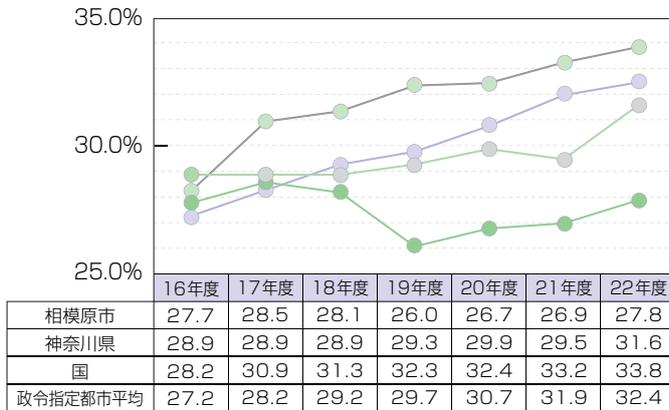
施策の
方向

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革 重点項目
- 2 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進
- 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供
- 4 多文化共生と国際理解の促進

基本方針Ⅱ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

現状 審議会等における女性の登用率は、国や県、政令市平均より大きく下回っています。

審議会等における女性委員の登用率の推移



活力ある豊かな社会を築くためには、多様な人材の能力を活用していくとともに、新たな発想や視点を取り入れていくことが求められますが、そのためには**女性の参画をあらゆる分野の政策・方針決定過程において進めていくことが重要**です。

資料：相模原市調べ
国、県、政令指定都市は内閣府調べ

施策の
方向

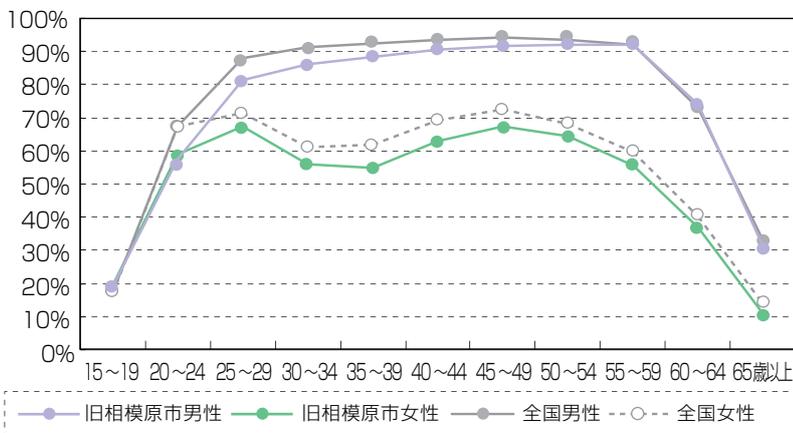
- 5 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点項目
- 6 事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点項目
- 7 女性の人材育成への支援



基本方針Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

現状 女性の労働力率は、全国平均よりも低く、特に30~40代で低くなっています。

男女別労働力率について（相模原市・全国）



男女がともに働きやすい環境づくりは、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現にとって、非常に重要な分野です。

働きたい人が、性別にとらわれることなく、職業生活を営むことができるよう雇用環境を整備することが重要です。

資料：国勢調査（平成17年）



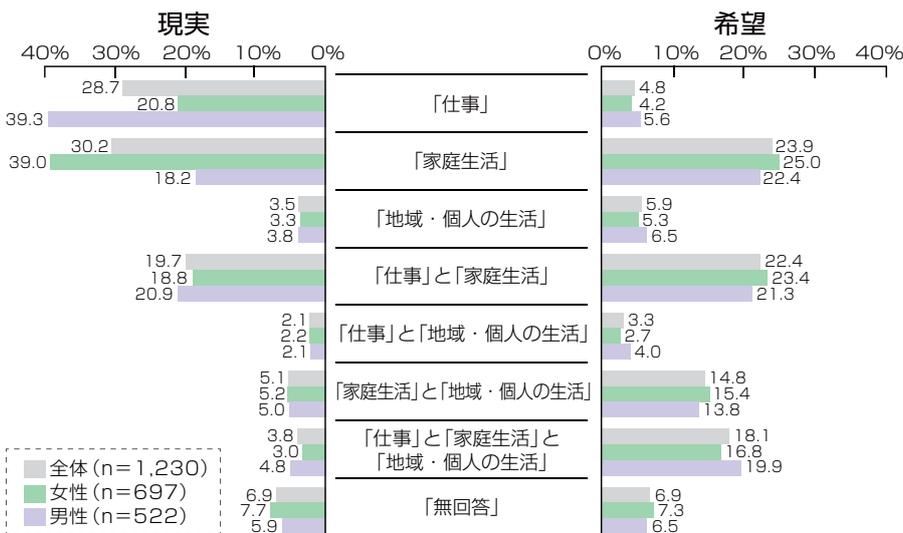
- 施策の方向**
- 8 雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進
 - 9 能力發揮促進のための支援 **重点項目**

基本方針Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状 男女とも希望するワーク・ライフ・バランスと現実の生活との間に乖離かいりがみられます。

生活に関する現実と希望について

「現実（現状）」では何を優先していますか。また、「希望」では何を優先したいですか。



男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画し、豊かで活力ある社会をつくっていくためには、男女がともに人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取ることが必要です。

資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21年度）

- 施策の方向**
- 10 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり **重点項目**
 - 11 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実
 - 12 地域における男女共同参画の促進 **重点項目**
 - 13 誰もがいきいきと暮らせる環境の整備



基本方針Ⅴ 生涯を通じた健康支援と性に関する理解

現状 性についての知識や理解、意識は低い状況にあります。

こころとからだの健康について(小・中・高校生への調査)

項目	単位	数値
赤ちゃんを抱っこしたことのある小・中・高校生の割合	%	80.8
自分を好きといえる小・中・高校生の割合	%	36.8
10代の人工妊娠中絶者件数	件	155
避妊方法を正確に知っている高校生の割合	%	53.3
性感染症を予防する方法を正確に知っている高校生の割合	%	30.5
薬物乱用の有害性を正確に知っている中・高校生の割合	%	76.0
成人後にタバコを吸ってみたいと思う中・高校生の割合	%	中学生 4.4 高校生 9.8

資料：相模原市「母子保健計画中間評価報告書」(平成19年度)

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの人権を尊重しつつ、**身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていく**ことが大切です。男女ともに、心身の健康について正確な知識・情報を得ることは、いきいきと健康的な生活を送るために必要なことです。



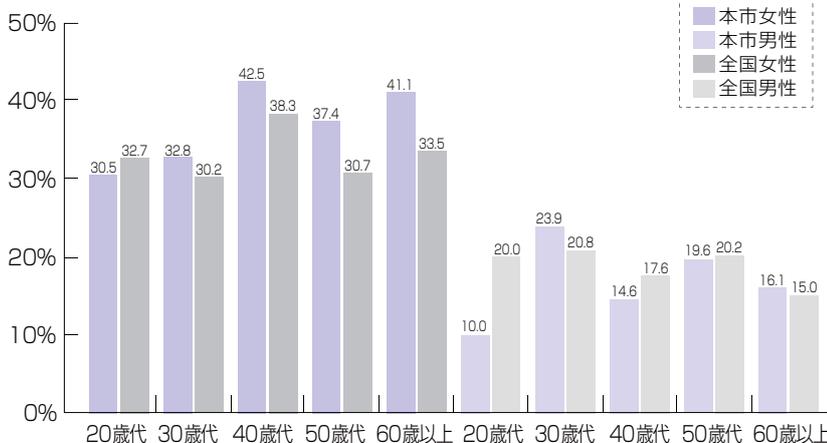
施策の方向

- 14 ライフステージに応じた健康保持増進への支援
- 15 性と健康をおびやかす問題への対策の推進
- 16 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進

基本方針Ⅵ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

現状 30歳代以上の女性で配偶者等から暴力を受けた経験が全国より高くなっています。

暴力を受けた経験(相模原市・全国)

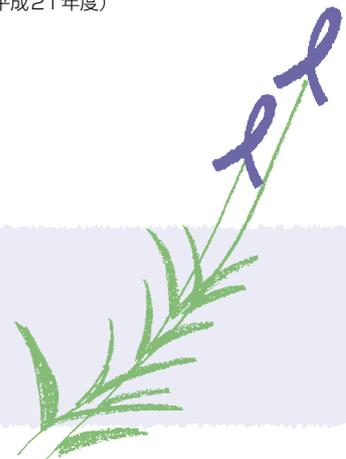


DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、性別や問柄を問わず決して許されるものではありません。**様々な暴力をなくす取組を推進**するとともに、関係機関との連携を図り、増加するDV相談への体制の強化と切れ目のない被害者支援を行います。

資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

施策の方向

- 1 相談及び保護体制の充実 **重点項目**
- 2 自立支援の充実 **重点項目**
- 3 関係機関や民間団体等との連携・協力 **重点項目**
- 4 DV根絶に向けた取組の推進 **重点項目**



◆ 計画における指標・数値目標一覧

基本方針Ⅰ 男女共同参画への理解促進

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
1	社会全体での男女の平等感について、平等だと感じる市民の割合	16.3%(平成21年度)	30.0%
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合	28.8%(平成21年度)	55.0%
3	学校教育の場で男女が平等であると思う市民の割合	78.5%(平成21年度)	90.0%
4	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	—	計画期間内に2回
5	多文化理解を深めるために実施する事業の参加者数	3,310人(平成21年度)	4,200人
6	日常生活の中で市民と外国人市民が交流している割合	11.1%(平成22年度)	16.2%

基本方針Ⅱ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
7	審議会等における女性委員の登用率	27.8%(平成22年度)	40.0%
8	市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の比率	10.3%(平成23年度)	15.0%
9	市立小中学校における校長・教頭に占める女性の比率	24.3%(平成23年度)	30.0%
10	事業所における女性管理職の割合	9.8%(平成20年度)	15.0%
11	市立小中学校PTAにおける女性の会長の割合	30.8%(平成23年度)	基準値を上回る
12	自治会における女性の会長の割合	4.4%(平成23年度)	10.0%
13	まちづくり会議における女性委員の割合	21.0%(平成23年度)	40.0%
14	人材育成講座等の開催回数	36回(平成22年度)	基準値を上回る

基本方針Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
15	職場において、男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	15.3%(平成21年度)	30.0%
16	セクシュアル・ハラスメントを自分が直接経験したことがある市民の割合	13.3%(平成21年度)	0%
17	ポジティブ・アクションに取り組む事業所数の割合	15.9%(平成21年度)	40.0%
18	30歳代女性の労働力率(①30～34歳 ②35～39歳)	①56.2%(国:61.6%)②55.2%(国:62.3%) (平成17年度)	全国平均を上回る (平成27年度)
19	30歳代有配偶者女性の労働力率(①30～34歳 ②35～39歳)	①42.0%(国:48.2%)②47.9%(国:54.6%) (平成17年度)	全国平均を上回る (平成27年度)

基本方針Ⅳ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
20	ワーク・ライフ・バランスを考えた福利制度を導入している中小企業の割合	49.3%(平成20年度)	75.0%
21	ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味と内容を知っている、聞いたことがある市民の割合	30.2%(平成21年度)	50.0%
22	育児・介護休業法という言葉の意味と内容を知っている市民の割合	49.0%(平成21年度)	81.1%
23	男性が育児・介護休業を取得することに理解を示す男性の割合	88.2%(平成21年度)	100%
24	育児休業及び部分休業の対象となる市役所男性職員がいずれかの休業制度を利用する割合	2.0%(平成20年度)	10.0%(平成26年度)
25	子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合【指標No.37に再掲】	56.1%(平成22年度)	60.2%
26	子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合	51.1%(平成22年度)	68.4%
27	子どもを必要とときに預けられる場(人・場所)がある市民の割合	72.2%(平成22年度)	75.1%
28	介護サービス利用者の満足度	68.8%(平成20年度)	75.0%
29	地域活動への参加率(自治会をはじめとする地域のまちづくり活動)	32.8%(平成22年度)	37.4%
30	市民活動への参加率(NPOなどの活動)	14.2%(平成22年度)	16.1%
31	地域社会において、男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	41.1%(平成21年度)	50.0%
32	健康と感じている高齢者の割合	78.4%(平成22年度)	80.3%
33	障害福祉サービスなどに満足している市民の割合	54.9%(平成20年度)	66.7%
34	社会貢献活動を行う高齢者の割合	26.5%(平成22年度)	33.0%(平成26年度)

基本方針Ⅴ 生涯を通じた健康支援と性に関する理解

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
35	自分が健康であると感じている市民の割合	73.9%(平成22年度)	80.0%
36	日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合	76.3%(平成22年度)	85.0%
37	子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合【指標No.25に再掲】	56.1%(平成22年度)	60.2%
38	スポーツを定期的に行う市民の割合	58.4%(平成22年度)	65.0%
39	性感染症を予防する方法を正確に知っている高校生の割合	30.5%(平成19年度)	100%
40	薬物乱用の有害性を正確に知っている中・高校生の割合	76.0%(平成19年度)	100%
41	市立小中学校における「性に関する指導」の授業、講座等の実施率	100%(平成22年度)	毎年100%
42	市立小学校4年生以上の子どもがいる家庭への性教育啓発誌の配布率	100%(平成22年度)	毎年100%
43	市立中学校の子どもがいる家庭で、性について子どもと話すことのある家庭の割合	53.6%(平成19年度)	80.0%

基本方針Ⅵ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
44	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の認知度	76.1%(平成21年度)	100%
45	DV被害にあった際、相談しなかった市民の割合	64.3%(平成21年度)	33.0%
46	DVにかかわる相談場所をどこも知らない市民の割合	38.6%(平成21年度)	20.0%

◆ 計画の体系

基本方針	施策の方向
I 男女共同参画への理解促進	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革 重点項目
	2 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進
	3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供
	4 多文化共生と国際理解の促進
II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点項目
	6 事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点項目
	7 女性の人材育成への支援
III 男女がともに働きやすい環境づくり	8 雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進
	9 能力発揮促進のための支援 重点項目
IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	10 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり 重点項目
	11 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実
	12 地域における男女共同参画の促進 重点項目
	13 誰もがいきいきと暮らせる環境の整備
V 生涯を通じた健康支援と性に関する理解	14 ライフステージに応じた健康保持増進への支援
	15 性と健康をおびやかす問題への対策の推進
	16 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進
VI 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】	1 相談及び保護体制の充実 重点項目
	2 自立支援の充実 重点項目
	3 関係機関や民間団体等との連携・協力 重点項目
	4 DV根絶に向けた取組の推進 重点項目

男女共同参画についての中学生の声

最初は男女差別なんて自分には関係ないと思っていたけれど、重要な問題だと気づきました。女性だから…、男性だから…ではなく、性別に関係なく人と関わるようにしていけたらいいと思いました。

差別をなくし、男女平等にするためには、「〇〇が普通」という考えを捨てて、新しい考え方をしていかなければいけないんだと思います。

男女平等っていうのは、いいことだなんて思いました。特に、会社とかでは男性だけの会議だけでは、女性目線の意見が取り入れられるのは、難しいと思うから、女性もどんどん会議に参加するべきだと思います。

男性や女性とか関係なく、人には人のあっている仕事があると思った。男性の仕事だとか女性の仕事だ、みたいに思われていることは関係なく、自分がやってみたい仕事など、個人の能力を生かせる仕事につけたらいいと思う。

今、学校での男女の差別は感じないけど、職場で働くようになって、男だから、女だからという理由で十分に働けない社会を見てしまうのは悲しいです。男の人は女性に対する偏見をなくし、女の人は女性だからと諦めないで、自信を持って働いてほしいと思います。

今では男性しかできない事、女性しかできない事はほとんど無いと思うので、もっともっと男女が平等に見られる社会を作ってほしいと思う。また、女性が男性より給料が少ないのは差別だと思う。なぜ、女性だからといって給料が低いのかかわからない。ここからもやはり女性が男性より下に見られることが分かるので、男性女性にかかわらず、同じだけ働いたら同じだけ給料を与えるべきだし、はやく男女の格差をぬぐうべきだと思う。

出産をしても再び社会復帰をし、男性と同じ様に働けるようなそんな社会になればいいと思いました。ただ復帰するのではなく周りもきちんと理解を深め平等に働ける、それが当たり前になればいいです。

第2次さがみはら男女共同参画プラン21 推進体制

